

川西市市民憲章見直し(案)についての意見提出手続を実施します

川西市では、昭和 33 年に制定された市民憲章について、制定時から間もなく 60 年が経過しようとしており、現代にそぐわない文言が散見されますことから、時代に即した内容に見直すこととしました。

新しい市民憲章は、広く市民の皆様の意識に共有されるようにしたいと考えております。このため、親しみのある内容としつつ、このたび市民憲章見直し案を作成しました。つきましては、川西市参画と協働のまちづくり推進条例の規定に基づき、この案に対する市民の皆様からの意見を募集します。

募集期間

平成 28 年 10 月 14 日(金)から平成 28 年 11 月 14 日(月)まで

案の公表方法

経営改革課(本庁舎 4 階)、市政情報コーナー(本庁舎 2 階)、大和行政センター及び市内各公民館(中央公民館、川西南公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館、黒川公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにしで公表

川西市のホームページ(<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリック・コメント」のページに掲載

意見の提出方法

書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方については、市内在勤、市内在学、当該案件に係る利害関係人のいずれに該当するか。)、年齢、性別を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

郵送 : 〒666 - 8501 川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所経営改革課あて

ファックス : 072 - 740 - 1315

電子メール : kawa0176@city.kawanishi.lg.jp

その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 川西市役所経営改革課 ☎ 072 - 740 - 1120

